(目的)

第1条 この要綱は、松江市上下水道局(以下「局」という。)が公共下水道事業により設置する公共ますについて必要な事項を定めることにより、公共ますの設置に関する取扱いの適正 化を図ることを目的とする。

(設置等)

- 第2条 公共ますの設置は、原則として1宅地(一団の土地を同一の土地所有者が所有し、又は同一の土地使用者が使用する場合にあっては、当該一団の土地。以下同じ。)ごとに1か所とする。
- 2 公共ますの設置場所は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 官民境界から民地側1メートル以内であること。
  - (2) 維持管理が容易であること。
- 3 公共ますは、敷地内の下水を自然流下で排除する深さとする。

(設置費用等)

- 第3条 公共ますは、排水設備の計画が示され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに 限り、局で設置することができる。
  - (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域であって、公共ますが未設置の宅地。ただし、同法第9条第1項の規定による公示後に分筆され、分筆により公共ますが未設置となった宅地は除く。
  - (2) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条に規定する予定処理区域で、下水道法第9条第1項の規定による公示がなされた区域に隣接した区域で未普及解消のため必要と認められる宅地
  - (3) 上下水道局長が特に必要と認めた宅地
- 2 前項の規定に該当しない公共ますの設置に要する費用は、次条第1項に規定する申請者の 負担とする。
- 3 集落排水事業により汚水を排除するための施設整備がなされた後、下水道法第2条第8号に規定する処理区域に統合された区域において、公共ますの設置に要する費用は、次条第1項に規定する申請者の負担とする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項、松江市開発行為に関する指導要綱(平成 17 年松江市告示第 150 号)及び松江市民間宅地開発に関する指導要綱(平成 17 年松江市告示第 151 号)に規定する開発行為に係る公共ますの設置に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、土地所有者又は土地使用者自身が居住する建物を建築する場合はこの限りでない。

(申請)

- 第4条 公共ますの設置及び変更を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、公共桝設置等申請書(様式第1号)を局に提出することによりその旨を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請があった場合は、第 2 条の規程により設置の適否を決定するとともに、第 3 条の規程により設置費用の負担者を決定するものとする。

(竣工)

第5条 申請者は、公共ますの設置及び変更が完了したときは、速やかに工事完了届(様式第2号)を局に提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 公共ますの維持管理は、原則として局が行うものとする。ただし、故意又は過失により破損等を生じた場合は、当該破損等の原因になった者の責においてこれを修復するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。